

(別添3)

## 審査基準・標準処理期間

所属名	総務部総務調整課公益法人係
内線番号	4038

No.	項目	内容
①	処分名	変更認定
②	法令名	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
③	法令番号	平成18年法律第49号
④	根拠条項	第11条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	審査基準	「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(平成20年4月11日(平成25年1月23日最終改訂)内閣府公益認定等委員会)に記載の審査基準による。  【該当箇所】 I 公益法人認定法第5条等について(公益社団法人・公益財団法人関係)  【参考URL】 公益認定等に関する審査基準について <a href="https://www.pref.kyoto.jp/koueki/documents/shinsakizyun.pdf">https://www.pref.kyoto.jp/koueki/documents/shinsakizyun.pdf</a>
		添付の有無
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	4か月間
⑪	問合せ	総務部総務調整課公益法人係 (電話)075-414-4038
⑫	備考	